平成２１年（フ）第４６４号
大分市大字上判田3266番地の36
破産者　片岡　貴仁
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７２５号
大分市大字市597番地の６　グランサイド安東Ｂ202
破産者　奈良　朝子
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８０７号
大分県別府市大字北石垣1538番地の１
破産者　玉那覇絵美
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３６２０号
北海道江別市大麻中町３番地　道営住宅Ａ９―201
破産者　小野　耕司
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９２０号
札幌市西区山の手３条３丁目２番１号　サボワール３．３―205号
破産者　平　　昭子
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７６号
釧路市桜ケ岡５丁目13番５号
破産者　佐藤　雅美
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１３０号
宮城県伊具郡丸森町小斎字日向１番地
破産者　高瀬　久美
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１４１号
新潟県阿賀野市笹岡1143番地
破産者　星野戸美子
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２０年（フ）第３００号
滋賀県湖南市大字岩根882―１　パッション湖南103号室、開始決定時の住所滋賀県湖南市水戸町25番地９
破産者　福山一枝こと　梁　　一順
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８０８号
奈良県桜井市大字外山244番地の１、前住所三重県名張市赤目町長坂671番地１
破産者　山岸　幸夫
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３１８号
長崎県長崎市立山４丁目６番61号、旧住所長崎県長崎市文教町12番１号　202
破産者　重枝　喜明
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２５号
熊本市八景水谷２丁目12番14号
破産者　鋤野　雅治
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７０５号
熊本市龍田町弓削1031番地18
破産者　北村　義博
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８８１号
熊本市御幸笛田１丁目８番80―７号
破産者　松川　みつ
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８９５号
山口県防府市大字田島1271番地の４
破産者　吉村　光成
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２３７号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧39番地５
破産者　今針山　守
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
奈良県宇陀市大字陀区西山62番地
破産者　井川　博文
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
奈良県橿原市畝傍町２番地の１
破産者　上板　正明
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
奈良県橿原市久米町912番地カーサ神宮前504号
破産者　西田　公治
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係